

令和7年度 合法伐採木材利用促進のための普及セミナー 長崎県合法木材認証制度について

合法性の証明に係る事業者認定制度（様式）

認定希望事業者（素材生産業、木材加工・流通・製材・製品流通業等）

（実施要領 第三 認定申請書）を作成・提出

単 位 組 合

（実施要領 第四 1 予備審査）予備審査表にて単位組合で審査のうえ提出

（実施要領 第五 認定要件）

1 分別管理

- ・合法材が証明された木材・木材製品とそれ以外を分別して保管可能な場所を保有。
- ・分別管理の方法が定められていること。

2 帳簿管理

- ・合法木材の入荷、在庫に関する情報が管理帳簿で把握できること。（関係書類5年間保存）

3 責任者が1名以上選任されていること。

県内認定団体：（一社）長崎県木材組合連合会、長崎県森林組合連合会

（本 審 査）予備審査表に基づき審査・認定（実施要領第四 2）

事業者認定書を交付 （実施要領第六 1）

（登 録）認定事業者として登録（ ” ）

（公 表）「一般社団法人長崎県木材組合」の HP に名称・住所・代表者名・認定番号・認定年月日を公表（実施要領第六 1）

認定事業者

【分別管理】入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう例えば場所を区分する。ペンキ等で表示するなどの分別管理の方法を定めて、これに従い実施する。

【帳簿管理】合法材を購入したり、売上げた場合に、証明書（伝票等）に基づき元帳、補助簿、在庫管理簿等に合法材の数量を記載し合法材の出入りが分かるように帳簿で管理すること。

合法性に係る証明方法

* 合法木材証明は、間伐材・製材端材・林地残材は対象外で、これらの製品の出荷時に間伐材であることの証明書（申告書）を提出する。

裏付けは伐採届に記載されている伐採方法で主伐か間伐を確認する。

森林所有者

① 立木を売る場合、証明書として次の書類を渡す。

* 保安林の場合：保安林伐採許可書の写し 【ハンドブックP 98】

* 森林経営計画を作成している場合：認定書の写し【同P 101】
(森林施業計画書の該当箇所の写し)

* 上記以外：伐採届（適合通知）の写し 【同P 99】

* 国有林の場合：売買契約書の写し（合法木材であることを記載）

森林組合・素材生産業者：伐採

① 丸太を納品する場合、森林所有者からもらった証明書（許可書写し等）に事業者名、団体認定番号等を記述・押印して渡します。

【ハンドブックP 103～106】

* 素材生産業者が独自に作成する証明 【ハンドブックP 107】

※ 5年間保存

木材流通：製材・加工・製品流通業者

① 証明木材だけを原料にして製材加工、製品を管理、納品するとき、合法材であることを記載した納品書等を証明書として渡します。

【ハンドブックP 103～106】

* 要領の証明書様式でも構いません（実施要領 第七 2 項 別記3）

* 県産木材証明書に合法材であることを証明することも可能

(県産木材認証規程 第7様式5-1号証明書)

納入業者

エンドユーザー（政府・県・市町等）

1. 森林所有者のみなさんから徴収するもの

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出書写し（普通林） ハンドブック P 99 様式 1-2
- (2) 保安林内立木伐採許可決定通知書写し（保安林） ハンドブック P 98 様式 1-1
- (3) 森林経営計画認定書写し（森林経営計画森林） ハンドブック P 101 様式 1-3
- (4) 国有林売買契約書写し

2. 素材生産業者及び製材業者の方が合法木材証明をする方法

森林所有者から立木・丸太等を購入し素材（製品）として合法木材証明を付けて出荷する場合の証明方法

森林所有者から上記の（１）、（２）、（３）、（４）の写しをいただき、それを根拠として証明書作成する。

【証明の方法】

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出書写しを利用（普通林） ハンドブック P 104 様式 2-2
- (2) 保安林内立木伐採許可決定通知書写しを利用（保安林） ハンドブック P 103 様式 2-1
- (3) 森林経営計画認定書写しを利用（経営計画森林） ハンドブック P 106 様式 2-3
- (4) 国有林売買契約書写しを利用
- (5) 独自で作成する証明書 ハンドブック P 107 様式 2-4
- (6) 納品書（出荷伝票）を利用 ハンドブック P 59 様式 3-1
- (7) 合法木材事業者認定実施要領の様式を利用して証明（第七 2 項）別記 3 様式

※

- (8) 長崎県木材証明と併せて合法証明する方法 （県産木材認証規程
第 7 様式 5-1 号証明書）

※ (7) 合法木材事業者認定実施要領: 合法性・持続性可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

3. 木材加工・流通業者の方が合法証明をする方法

上記の 1、2 から徴収した証明書を根拠に合法木材証明をする。

証明方法及び証明書の様式は 2 の場合と同じ。

違法伐採対策に関する自主的行動規範

一般社団法人 長崎県木材組合連合会

制 定 平成18年 6月28日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、長崎県木材組合連合会（以下県木連）は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

- 1 県木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 県木連は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これを積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

- 3 県木連は、合法性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、県木連の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

- 5 県木連は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

（情報の公開）

- 6 県木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範

一般社団法人 長崎県木材組合連合会
平成24年12月11日 作成
平成25年 1月 1日 公表
令和 7年 6月 1日 改正

1 はじめに

再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく平成29年3月14日付け経済産業省告示第35号(以下「告示」という。)第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)」(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」(以下「一般木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念されるところであり、また、木質バイオマスについては、間伐材等で多くの未利用材が発生している一方で、既に相当量が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、これら既存利用に影響を及ぼさない発電利用が求められている。

このようなことを踏まえ、一般社団法人長崎県木材組合連合会(以下「県木連」という。)は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度(FIT・FIP制度)により、発電利用に供する木質バイオマスについて、円滑、かつ、秩序をもつて供給されることに資するよう自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のFIT・HP認定案件(1,000kW以上)については、ライフサイクルGHCの基準が適用されるところ、発電事業者によるGHCの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

2 間伐等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定

ガイドラインに示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、木質バイオマスの証明に係る事業者認定のための実施要領を別途定め、県木連会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの

供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達についても、県木連会員事業者の申請に基づき認定を行うとする。

3 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

県木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

4 情報の公開

県木連は、本行動規範をはじめ本行動規範に基づく事業者認定状況、当該事業者の取扱実績など取組状況の概要を公表する。

5 既存事業に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

県木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

合法性・持続可能性の証明及発電用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人長崎県木材組合連合会

平成18年 6月28日 作成

平成18年 7月 1日 公表

平成24年12月11日 改正

令和 6年 4月 1日 改正

令和 7年 6月 1日 改正

第一 目的

本実施要領は、(一社)長崎県木材組合連合会(以下「県木連」という)が平成 18 年 6 月 28 日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」、平成 24 年 12 月 11 日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(以下「行動規範」という。))で規定する「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下 合法性ガイドラインという)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成 24 年 6 月 18 日公表した発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下 発電用ガイドラインという)に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報(以下、「GHG 関連情報」という。)の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、県木連の会員を対象とし、会員以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記 1 で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(以下認定申請書という)を、別記 1-1 で定める手数料とともに、所属する単位組合を

通じて県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

第四 審査及びその結果の通知

1 単位組合は、提出された「認定申請書」の内容について予備審査を実施し、本実施要領「第五認定要件」に適合していれば県木連に別記 6 予備審査表とあわせて進達するものとする。

2 県木連は、提出された「認定申請書」の内容について、本実施要領「第五認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。なお、必要がある場合は現地審査を実施する。ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地調査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 県木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

1 合法性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という。)及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有していること。

2 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

3 合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。

4 関係書類(証明書を含む)を 5 年間保存すること。

(責任者の選任)

5 本取組の責任者が 1 名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

6 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及 公表

- 1 県木連は認定事業者に対して、別記 2 で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号 (GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。)、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から 3 年間とする。
- 3 事業者認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、認定事業者は速やかに別記 7 で定める「事業者認定書記載事項変更届」により届けるものとする。
- 4 紛失等の理由による認定証の再交付を希望する場合は、別記 8 で定める事業者認定証書の再交付申請書を当団体へ提出しなければならない。
- 5 前項の再交付申請に伴う手数料は、別記 1-1 のとおりとし、申請時に支払うものとする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記 3 とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記 4 で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」により、合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年 6 月末までに、県木連に報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明が取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業

者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

県木連は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GEIG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(更新の認定を行う年度を除く)、書類審査を実施することとする。

第十 認定事業者の取消し

1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項 (GHG 関連情報を含む。) に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。

③ 県木連が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。

④ 第九に定める立入検査を拒否したとき。

2 県木連は、認定を取り消したときは、別記 5 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期限の満了する 1 ヶ月前までに、別記 1 アで定める「合法木材等証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)」別記 1-1 で定める手数料を添えて単位組合を経由して県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

付則 この実施要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別記1（事業者認定申請書の様式）

合法性・持続可能性の証明及 発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人長崎県木材組合連合会

会長

様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

印

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理。伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1. 実施する証明 ☐ 合法性・持続可能性の証明
☐ 発電に供する木質バイオマスの証明
☐ GHG の証明
2. 創業年、従業員数： 年 人
3. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添1のとおり）
4. 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添2のとおり）
※配置図の他に建物等の位置がわかる写真（航空写真等に区域を朱書きすること）を貼付すること。
5. 分別管理及び書類管理の方針（別添3のとおり）
（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等お指書類管理の方針」）（別添3-2のとおり）
6. その他（注）

注:上記 1 で認定を受けようとする証明に○ (複数の場合は複数に○) を記入してください。

その他には、資格 (ISO, JAS 等) を持っていれば記入して下さい。

長崎県木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録番号を記入して下さい。

長崎県木種号、長崎県 製種号

別添1 木材・木製品の主要品目、年間取扱数量

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

創業年、従業員数	創業年、従業員数 人	
木材・木製品の主要品目及び 年間取扱数量	主要品目	年間取扱数量
	原木(丸太)	m3
	製材品	
	集成材	
	合板	
事業所の敷地・建物及び施設	敷地	
	建物(倉庫等)	
	土場	個所
分別管理及び書類管理の方針	別紙方針書のとおり	

注) 1 過去1年間の主な取扱量を換算して記入してください。

2 これ以外の品目があれば記入してください。

別添2 建物、施設の配置状況記入例

事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況(例)

(見取り図) 敷地面積:〇〇m²

事務所 〇〇m ²	駐車場	製品置き場 (合法木材) 〇〇m ²	
		製品置き場 (その他の木材) 〇〇m ²	
製材工場 〇〇m ²			原木置き場 (製材用) 〇〇m ²
チップ小屋			
器具庫 〇〇m ²			
原木置場 (発電用・製材端材等) 〇〇m ²		原木置場 (発電用・間伐材) 〇〇m ²	

(注) 施設(敷地、工場、倉庫、土場、事務所等)の位置が分かる見取り図を作成してください。

分別管理及び書類管理方針書 (例)

〇〇〇〇事業者

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人長崎県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主行動規範」及び「発電利用に供するバイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

第 1 本方針書は、当社において売買する原木及び木製品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

第 2 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
2 分別管理責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

第 3 原木の入荷にあたっては、納品書等により合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
2 原木の保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
3 加工にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
4 出荷にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載する。
5 保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した品とが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

第 4 分別管理責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告としてとりまとめる。

2 合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報を把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載すること。

3 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5 年間保管すること。

別添 3-2

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書 (例)

〇〇〇〇事業者

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人長崎県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主行動規範」及び「発電利用に供するバイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達 (以下、「GHG 関連情報の管理等」という) の方針を定めたものである。

(適用範囲)

第 1 本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

第 2 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、 を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。

2 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

第 3 原木の入荷にあたっては、納品書等により合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

2 原木の保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

3 加工にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

4 出荷にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載する。

5 保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した品とが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

第 4 原材料等の入荷がある場合、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、(4) に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

2 GEG 関連情報がある場合は、当該情報の内容 (原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

3 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面 (電子媒体も可) により伝達する (由来証明と同時に伝達することを原則とする。)

4 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

(書類管理)

第 5 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告 (GHG 関連情報を伴うものの数量を含む) として取りまとめる。

2 合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報 (GHG 関連情報を伴うものの情報を含む) を把握できるよう管理簿を備えて置き適切に記載すること。

3 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5 年間保管すること。

別記 1-1

合法材認定にかかる経費

認定手数料

①合法・持続可能性の証明

書類審査のみの場合

1 万円 (単組の予備審査経費 5 千円を含む)

税込み

現地調査が必要な場合 実費

②発電用に供する木質バイオマスの証明

書類審査のみの場合

1 万円 (単組の予備審査経費 5 千円を含む)

税込み

現地調査が必要な場合実費

③GHG の証明書類審査のみの場合

書類のみの場合

1 万円 (単組の予備審査経費 5 千円を含む)

税込み

現地調査が必要な場合実費

(注) 実費とは、現地調査に要する日当、旅費等をいい、県木連の定めるところによる。

④合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明、及び GHG の証明に係る事業者認定書の再交付手数料

[認定書再交付手数料] 2 千円 税込み

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

一般社団法人長崎県木材組合連合会
会長 様

代表者の氏名 : 印

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

(GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 管理情報管理等及び書類管理の方針」)(別添 3-2 のとおり)

6. その他(注)

注：上記１で認定を受けようとする証明に○(複数の場合は複数に○)を記入してください。

その他には、資格(ISO, JAS等)を持っていれば記入して下さい。

長崎県木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録番号を記入して下さい。

長崎県木種号、長崎県製種号

別記2（事業者認定書の様式）

事 業 者 認 定 書

令和 年 月 日

様

一般社団法人長崎県木材組合連合
会長

年 月 日付けで申請がありました合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号

合法性・持続可能性の証明:

発電利用に供する木質バイオマスの証明:

GHG の証明

事業者の所在地:

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期限:令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記3 (証明書の様式)

令和 年 月 日
番 号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
団体認定番号 :

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 全て「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
2. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質/バイオマスであること。
3. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

(1) 樹種:

(2) 品目: (※1)

(3) 数量: (※2)

(4) GHG 関連情報 (GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

①原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分		構成比	備考
	トラック積載量	輸送距離		
林地残材等				
その他伐採木				

②加工区分

☐チップ加工

☐ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)

☐ペレット加工 (乾燥にバイオマス用)

③製品輸送区分

トラック最大積載量:☐1t 車以上 ☐2t 車以上 ☐4t 車以上

☐10t 車以上 ☐20t 車以上

輸送距離:☐10km 以下 ☐20km 以下 ☐30km 以下 ☐40km 以下 ☐50km

以下 ☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下 ☐300km 以下

・ GHG 関連情報③製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位 (切り上げ) の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載 (例えば、☐250km 以下、☐350km 以下など) や 10km 単位での数値記入欄の設定 (例えば、「[] 0km」) が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離 (10km 単位 (切り上げ)) と積荷状況の区分 (「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」) を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除 (例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など) が可能。

(5) その他必要事項

(注)

- ・ 上記 1～3 の項目に○で明記すること。
- ・ 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に必要な情報 (団体認定番号、合法木材等である等) を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ・ ※ 1 は、丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ・ ※ 2 は、商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。
- ・ 持続可能性を証明する場合は、(5) に持続可能性に係る記述をして下さい。

別記 4 (合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告)

令和 年 月 日

一般社団法人長崎県木材組合連合
会長 様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの
証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 4 月 1 日～ 令和 年 3 月 31 日												
2. 木材の取扱量 (総数)	<table> <tr><td>原木 (原料) 入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>原木 (原料) 出荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>製材品等入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>製材品等出荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等出荷量</td><td>m3</td></tr> </table>	原木 (原料) 入荷量	m3	原木 (原料) 出荷量	m3	製材品等入荷量	m3	製材品等出荷量	m3	チップ等入荷量	m3	チップ等出荷量	m3
原木 (原料) 入荷量	m3												
原木 (原料) 出荷量	m3												
製材品等入荷量	m3												
製材品等出荷量	m3												
チップ等入荷量	m3												
チップ等出荷量	m3												
3. 2 のうち合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	<table> <tr><td>原木 (原料) 入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>原木 (原料) 出荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>製材品等入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>製材品等出荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等出荷量</td><td>m3</td></tr> </table>	原木 (原料) 入荷量	m3	原木 (原料) 出荷量	m3	製材品等入荷量	m3	製材品等出荷量	m3	チップ等入荷量	m3	チップ等出荷量	m3
原木 (原料) 入荷量	m3												
原木 (原料) 出荷量	m3												
製材品等入荷量	m3												
製材品等出荷量	m3												
チップ等入荷量	m3												
チップ等出荷量	m3												
4-(1) 2 のうち発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	<table> <tr><td>原木 (原料) 入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>原木 (原料) 出荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等入荷量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>チップ等出荷量</td><td>m3</td></tr> </table>	原木 (原料) 入荷量	m3	原木 (原料) 出荷量	m3	チップ等入荷量	m3	チップ等出荷量	m3				
原木 (原料) 入荷量	m3												
原木 (原料) 出荷量	m3												
チップ等入荷量	m3												
チップ等出荷量	m3												

4-(2) 2のうち、GHG 関連情報に伴うもの	原木 (原料) 入荷量	
	m3	
	原木 (原料) 出荷量	m3
	チップ等入荷量	m3
5-(1) 2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	チップ等出荷量	m3
	原木 (原料) 入荷量	m3
	原木 (原料) 出荷量	m3
	チップ等入荷量	m3
	チップ等出荷量	m3

注) ・製材品等には、集成材、合板等を含む。

- ・チップ等とはチップ、製材端材、おがくず、樹皮等をいう。
- ・チップの換算率は針葉樹 1t=2.2m3 広葉樹 1t=1.7m3 とする。

別記5 (認定取消通知書)

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 年 月 日

様

(一社)長崎県木材組口連口会
会 長

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号
2. 事業者の名称
3. 代表者の氏名
4. 事業者の所在地
5. 取消の理由

別記 6 (予備審査表)

予 備 審 査 表

申請者	事業者の所在地	
	事業者の名称	
	代表者の氏名	
創業年従業者数	昭和 年 人	
取扱木材・木製品の主要品目	品目 年間取扱数量 m3	
事業所の敷地、建物・施設	敷地 m2	
	建物 棟 m2	
	土場 個所 m2	
分別管理及び書類管理方針	方針書の有無 (有) ・ 無	
分別管理責任者の選任	選任の有無 (有) ・ 無	
合法性の証明事業体として認可に対する意見等		
発電利用に供する木質バイオマス事業体として認可に対する意見等		
GHG 関連事業の収集・管理・伝達を行う事業体として認可に対する意見等		

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書等を審査の結果、「合法性・持続可能性の証明及び発電用供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」「発電用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に沿った申請書であり、認定することは適当である。

令和 年 月 日

木材(業)組合長

印

別記7 (事業者認定書記載事項変更届)

事業者認定書記載事項変更届

令和 年 月 日

様

(新) 事業者の所在地

(新) 事業者の名称

(新) 代表者の氏名

印

団体認定番号

年 月 日付けで認定のありました事業者認定書(合法性・持続可能性の証明、発電利用に供する木質バイオマスの証明)について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】

今回の変更には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

認定の有効期限:令和 年 月 日～令和 年 月 日

1. (旧) 事業者の所在地
(新) 事業者の所在地
2. (旧) 事業者の名称
(新) 事業者の名称
3. (旧) 代表者の氏名
(新) 代表者の氏名
4. (旧) 取扱責任者の氏名
(新) 取扱責任者の氏名

※ (取扱責任者を変更した場合は、分離管理及び書類管理方針書 (CHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針書」) の変更を添付してください。)

5. 変更後の認定書の再交付希望の有無 (有・無)

※ (有) の場合は、認定書再交付手数料 (別記 1-1 ④) が必要となります。

注) 上記項目のうち変更があった箇所のみを記載してください。

別記 8 (認定書の再交付申請書)

認定書の再交付申請書

令和 年 月 日

様

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名 印

電話番号

「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定実施要領」第六の規定により、認定書の再交付を申請いたします。

記

1. 再交付の理由

2. 認定区分 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明
() GHG の証明

3. 認定書交付年月日 令和 年 月 日

4. 団体認定番号

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための

合法木材

ハンドブック

(第4版)

HAND BOOK

一般社団法人 全国木材組合連合会

合法木材の証明書様式例

※保安林伐採許可書の写しを活用した証明

(森林所有者段階の証明書の例)

証明書の写し
を添付して
下さい。

保安林内立木伐採許可決定通知書

杉山 太郎 殿

山田 一郎 殿

第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日

〇〇県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森 林 の 所 在 場 所					伐採の 方法別	伐採する立木の 樹種及び年齢	伐採面積及び 伐採立木材積 ヘクタール (m ³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60 日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

1 この許可について不服がある場合には、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあっては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「〇〇県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

証明書様式 1-2

※伐採届けの写しを活用した証明

4 規則第7条第1項の届出書の様式

(森林所有書段階の証明書の例)



伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿



住 所

届出人 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡	町 村	大字	字	地番
--------	--------	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)			ha
人工造林による面積 (A+B)			ha
植栽による面積 (A)			ha
人工播種による面積 (B)			ha
天然更新による面積 (C+D)			ha
ぼう芽更新による面積 (C)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし		
天然下種更新による面積 (D)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし		

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人 工 造 林 (植 栽 ・ 人 工 播 種)			ha	本
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくるまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

証明書様式 1-3

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

(森林所有者段階の証明書の例)

杉山 太郎 殿

証明書の引渡しを
確認して下さい。

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

印

森林法第11条第1項（第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を（注）1の認定番号の次に（変1-25）のように記載する。
3. 変更の場合にあつては表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

森林施業計画の概要（伐採箇所）

・森林の所在地	
・樹種	
・伐採面積	
・伐採材積	

伐採箇所に係る情報を記述して下さい。また、これに代えて、森林施業計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。

※独自に作成する証明書

番号

平成 年 月 日

合法木材証明書

अथ

住所：

氏名：

下記の物件は、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続を適切に行っているものであることを証明します。

20

- 1 伐採許可（届出）年月日、許可番号、許可書発行先（注①）
2 物件（森林）所在地：
3 伐採面積： ha
4 樹種：
5 数量（注④）：

(注)

①国又は地域の森林の伐採に関する法令の手続が適切に行われていることを示す伐採許可番号等の情報を記述して下さい。

②本様式による証明書の作成に代えて、伐採及び伐採後の造林届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

③上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

④材積又は本数等の数量に係る情報を記述して下さい。

証明書様式 2-1

※保安林伐採許可書の写しを活用した証明

(素材生産業者段階の証明書の例)

保安林内立木伐採許可決定通知書

杉山 太郎 殿

山田 一郎 殿

第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可する

年 月 日

〇〇県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森 林 の 所 在 場 所					伐採の 方法別	伐採する立木の 樹種及び年齢	伐採面積及び 伐採立木材積 ヘクタール (m³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60 日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

1 この許可について不服がある場合には、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあっては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「〇〇県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

〇〇〇〇 殿 上記のとおり合法性を証明します。平成〇〇年〇〇月〇〇日

ZZZ林産(株) 杉山太郎 印
認定番号: □□第〇〇〇号
住所:

証明書の引渡しを
図記して下さい。

証明に必要な事項(合法木材であること、認定番号等)を図記して下さい。

(注) 持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

証明書様式 2-2

※伐採届けの写しを活用した証明

4 規則第7条第1項の届出書の様式

(素材生産業者段階の証明書の例)

年 月 日

杉山 太郎 殿

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿



住 所

届出人 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡	町 大字 村	字	地番
--------	--------------	---	----

2 伐採の計画

伐 採 面 積				ha
伐 採 方 法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	%	
伐 採 樹 種				
伐 採 齢				
伐 採 の 期 間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)			ha
人工造林による面積 (A+B)			ha
植栽による面積 (A)			ha
人工播種による面積 (B)			ha
天然更新による面積 (C+D)			ha
ぼう芽更新による面積 (C)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし		
天然下種更新による面積 (D)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし		

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びびな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するように記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。



証明書様式 2-3

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

(素材生産者段階の証明書の例)

杉山 太郎 殿

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

印

森林法第11条第1項（第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を（注）1の認定番号の次に（変1－25）のように記載する。
3. 変更の場合にあつては表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

森林施業計画の概要（伐採箇所）

- ・ 森林の所在地
- ・ 樹種
- ・ 伐採面積
- ・ 伐採材積

国庫の引当金を確保して下さい。

〇〇 〇〇 殿

国庫に必要ない項（合法未付であること、認定書写し）を記載して下さい。

上記のどおり合法性を証明します。平成〇〇年〇〇月〇〇日

ZZZ林産（株） 杉山太郎 印

認定番号：□□第〇〇〇号

住 所：

(素材生産業者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号
平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
団体認定番号 :

下記の物件は、合法的に伐採された原木であることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目 (注③) :
- 3 数量 (注④) :

(注)

- ①上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。
- ②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報 (団体認定番号、合法木材であること等) を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。

※納品書を活用した証明

(加工・流通業者段階の証明書の例)

納品書 (出荷伝票)

番号2005010001
平成 年 月 日

〇〇〇〇木材 (株) 殿
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連第〇〇〇1号
氏名: 山田一郎 印
住所: 〇〇県〇〇町〇〇1丁目2番地
電話: XXX-YYY-ZZZ

証明に必要な事項
(認定番号) を記
載して下さい。

発地 (出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
着地 (納入場所) 〇〇〇〇木材 〇〇製品市場

出種	品等	寸法	数量	単材積	材種	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

(注) 持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

証明に必要な事項 (合法木材で
あること等) を記載して下さい。



長崎県産木材（合法木材）証明書

令和 年 月 日

（請負者）

様

- 1. 工事名
- 2. 工事場所
- 3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量(本束)	単材積 (m3)	材積 (m3)	備考

- 4. 素材の生産地（市町村名等）

上記の製品は、長崎県産木材で、合法的に伐採された木材のみを原料としていることを証明します。

（ 証 明 者 ）

認証事業者番号：

名 称：

代表者氏名：

TEL：

FAX：

印